

# 公益社団法人 日本地下水学会 特定費用準備資金等取扱規程

2023年2月11日 制定

## (目的)

第1条 公益社団法人日本地下水学会（以下「この学会」という）の特定費用準備資金および特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) 特定費用準備資金

公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されるものに限る）に係る支出に充てるための資金をいう。

### (2) 特定資産取得・改良資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう。

### (3) 特定費用準備資金等

上記（1）および（2）を総称するものをいう。

## (原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

## (特定費用準備資金の保有)

第4条 この学会は、特定費用準備資金を保有することができる。

## (特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この学会が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、総務委員長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2. 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3. 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、総務委員長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額および積立期間の変更についても同様とする。

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この学会は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この学会が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、総務委員長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良等（以下「資産取得等」という）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、または改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

2. 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3. 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、総務委員長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要最低額および積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額およびその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額およびその算定根拠をそれぞれ示した書類をこの定款第2条に定められた学会の事務所に備え置き、閲覧に供する。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項および第6項に基づき、経理処理を行う。

2. 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替える。

(附則)

第13条 この規程の制定もしくは改定は、理事会で決定する。

第14条 この規程は、2023年2月11日から施行する。

第15条 この規程は、改定のあった日をもって有効とする。

第16条 特定費用準備資金等の種類一覧を別表に示す。別表の内容変更は規程の改定にはあたらないものとするが、理事会への報告事項とする。

公益社団法人 日本地下水学会 特定費用準備資金等取扱規程 第16条 別表

2022年2月11日 制定  
2024年2月17日 改定

特定費用準備金等一覧表

特定費用準備資金等の名称	当該活動の内容	計画期間 または 事業年度	当該活動の 実施予定時期	積み立て限度額/ 資産取得等に必要 な最低額	左記の算定根拠
若手助成準備資金	2024年度から2033年度において、35歳以下の若手研究者を対象とする研究助成事業（学会等への参加費・交通費を含む）を実施予定。	10年間	2023年度から2032年度まで	500万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集する学生：1~3名程度/年</li> <li>・給付額：総額50万円/年</li> <li>・事業実施期間：10年間</li> <li>・総額50万円/年 × 10年間を積み立て限度額とする</li> </ul>
地域地下水情報データベース拡充積み立て資金	2025年度にデータベースのコンテンツおよび機能を拡充（データ・写真拡充、マップ機能拡充、英語版作成など）を実施予定。	2年間	2023年度から2024年度	90万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積りの結果、委託費用は50万円、データ翻訳作業謝金等で40万程度見積もり</li> <li>・以上より90万円を積み立て限度額とする</li> </ul>
70周年事業準備資金	2029年度に創立70周年を迎え、10年ごとに行っている周年事業を実施予定。	6年間	2023年度から2028年度	400万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に実施した周年行事における費用の最大額（50周年事業、約425万円）より、円を限度額とする</li> </ul>